

インボイス中止を

署名提出での訴えから

消費税のインボイス（適格請求書）制度実施の中止を求める署名提出（4日）、インボイス制度を考えるフリーランスの会「STOP！インボイス」主催）での、全国青年司法書士協議会副会長、福本和可さんの訴えを紹介します。



債務を負った人が自己破産すると基本的には債権者もよいといふことになりません。

しかし、例外的に破産しても免責されない「非免責債権」というものがあります。

その中の一つが公租公課（税金や社会保険料）で

全国青年司法書士協議会副会長 **福本和可**さん

す。

消費税は当然ながら税金なので免責されません。しかも売り上げにかかる税ですので経営が赤字であっても納税の義務が発生します。

公租公課は通常の私人間（しじんかん）の債務とは違い、債務名義がなくとも差し押さえができます。

児童手当や年金のような差し押さえ禁止債権が銀行口座に入り、預金債権になったとたんに差し

押さえになるといふようなことも起きていると聞かれています。

消費税は税の中でも納額の割合が大きく、もし個人事業主が破産をした場合、消費税課税業者であれば、消費税が非免責債権として残る可能性は高いと考えられます。

破産をして新たな人生をやり直そうとしても債務が残っていればその妨げになってしまいます。事業に失敗し、借金を負い、しかもそれを破産

しても免責されないというリスクがあるという状況では、新たに事業を始めたいたか、チャレンジをしたいと考える人が二の足を踏んでしまい、自由な経済活動が阻害されるのではないのでしょうか。

小規模な個人事業主に對し、仮に破産した場合、生活再建の妨げになる消費税という税金を半強制的に納税させるインボイス制度には反対します。

破産後の生活再建困難に